いじめ（かもしれないこと）がおこったら・・・にきづいたら・・・

厚見小中の先生たちは、話を聞いたその日から、解決のために動き出します！

いじめ防止対策推進法
第4条　児童は、**いじめを行ってはならない。**

あれって、いじめじゃないかなぁ？

★気付いた人は、どの先生（友だち家族）でもいいので、知らせてください。いやな思いをしている人も相談してください。

★知らされたり相談されたりした先生から、いじめ対策監（生徒指導）の先生⇒教頭・校長先生に必ず伝わります。

対策チームで対応

くわしく調べます。

（事実を明らかにします。）

★気づいた人、された人、見ていた人、いじめた人の順を基本に、別々に複数で話を聞きます。※自習にして話を聞くこともあります。

★聞いたことを全部合わせて、起こったこと（いじめ？）を明らかにします。

いじめた人を指導します。

★いじめた人やいじめに加わった人への生き方指導をします。

★いじめられた人の安全の確保と心身のケアをします。

保護者に連絡します。

★いじめた人やいじめられた人の保護者に連絡をして、起こったことなどを伝えます。いじめに加わった人への生き方指導をします。

想いを伝える会を開きます。

★いじめた子と保護者、いじめられた子と保護者が、それぞれの想いを伝え合います。

★学校から、これから（見守り見届け）について話をします。

場合によっては

された人をサポートします。

様子を見守り、保護者にお知らせます。

★指導後の様子について、多くの職員の目で見届け、保護者にお知らせします。